

平成19年9月30日より...

誤発注に係る約定取消しルールが導入されます

- 証券取引においては、一度成立した売買は取り消されることがなく、確実に決済まで行われることが大前提です。
- しかしながら、誤注文により、通常想定し得ない規模の売買が成立し、その結果、長期にわたって決済が行われなくなる場合には、証券市場の機能が麻痺し、大きな混乱を招く事態となり得ます。
- こうした事態に備え、**誤注文により長期にわたって決済が行われなくなる可能性が極めて高く市場が著しく混乱すると考えられる場合に限り、一度成立した売買を取り消す、約定取消しルールを制定し、平成19年9月30日より実施します。**

約定取消しルールの流れ

！ 誤発注の発生！

当取引所において注文内容を発注証券会社に確認します。
誤注文である場合等には、付合せの一時留保を行う場合があります。

売買停止

原則として、誤注文により上場株式数の10%超の売買が成立した場合に売買停止を行います。

売買停止なし

発注証券会社より、約定取消し申請の受付

原則として、誤注文により上場株式数の20%超の売買が成立した場合に、売買停止の60分以内に発注証券会社より申請することができます。

約定取消しの決定

当取引所が決済不履行の可能性が高いと判断した場合に限り、約定取消しを決定します。

約定取消し 不実施を決定

不実施決定公表
30分経過後に
売買再開

注！意

誤注文に係る売買が最初に成立した時から
売買停止までの間に成立した約定は、
全て取り消されます。
また、当該銘柄は終日売買停止となります。

復活のための売買

復活のための売買は、約定取消しにより、その後売買停止までの間に行われた他の取引の資金決済や決済物件が調達できなくなる場合に限り承認されます。

復活のための売買は、約2千万円を上限として、当取引所の承認を受けて、取り消された売買と同じ値段で執行することができます。

ご注意ください

大規模な誤発注が発生した場合、 当該銘柄で成立した売買が取り消される可能性があります

約定取消しが行なわれるのは、以下のいずれにも該当する場合です

1. 誤注文により、上場株式数の20%を超える売買が成立している場合()
2. 当該売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると当取引所が認める場合

()売買の決済を特に困難とする状況等が認められる場合には、20%以下であっても約定取消しが行われることがあります。

当取引所では、約定取消しが行われる可能性がある場合には、以下の情報を速やかに当取引所ホームページ等において周知しますので、誤注文が発生した場合には、当取引所から公表する情報に十分ご注意ください

1. 誤注文発生による付合せの一時留保
2. 約定取消しを行う可能性があることを周知するための売買停止
3. 誤注文の内容
4. 発注証券会社からの約定取消し申請の有無
5. 約定取消しの有無の決定
6. 5. 後の売買の取扱い

()1. 及び2. については実施した場合に限ります。

ご注意ください

約定取消しが行われた場合、取り消された売買に係る 証券会社との間の権利及び義務は消滅しますが、 復活のための売買を行うことができます

取り消された売買は、初めから成立しなかったものとみなされます。また、取り消された売買に係る投資者と証券会社との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなされます

取り消された売買を行なった投資者は、約定取消しにより損害を受けることがあっても、故意又は重過失がある場合を除き、誤注文を発注した証券会社及び当取引所に対して、損害の賠償を請求することはできません

約定取消しが行なわれた場合、取り消された売買の復活を希望する場合の特別措置として、復活のための売買を認めることとしています。ただし、復活のための売買は、約定取消しにより一度成立した売買が取り消されたことにより、その後売買停止が行われるまでの間に行われた他の取引の資金決済や決済物件が調達できなくなる場合に限って認めることとしております。具体的な手続は約定取消しが行われた売買を行った証券会社にお問い合わせください

ご注意

- ・本パンフレットは、2007年(平成19年)9月時点の情報に基づき作成しております。今後の法令及び当取引所規則等の改正により、内容が変更になる可能性がございますので、ご注意ください。
- ・著作権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属いたします。
- ・本パンフレットの頒布、複製につきましては、約定取消しルールについての周知を図る目的に限って認めます。営業活動等に利用すること及び内容を改変、編集すること等は一切禁じます。



お問合せ先
株式会社東京証券取引所 株式会社総務グループ
TEL: 03-3666-0141 (代表)
URL: <http://www.tse.or.jp/>